新 IΒ 扙 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

TF. 後 前 第1 過少申告加算税の取扱い 第1 過少申告加算税の取扱い (「正当な理由」の取扱い) (「正当な理由」の取扱い) 1 通則法第65条第4項《過少申告加算税の計算の基礎とならない税額》に規 1 通則法第65条第4項第1号に規定する「正当な理由」の取扱いについては、 関税法基本通達(昭和47年3月1日付蔵関第100号)12の2-1《過少申 定する「正当な理由」の取扱いについては、関税法基本通達(昭和47年3月 告加算税に係る「正当な理由」の取扱い》を準用する。 1日付蔵関第100号)12の2─1《過少申告加算税に係る「正当な理由」の 取扱い》を準用する。 (修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認めら (修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認められる れる場合) 場合) 2 通則法第65条第1項又は第5項に規定する「更正があるべきことを予 2 通則法第65条第5項《過少申告加算税を課さない場合》に規定する「更正 知してされたもの」の取扱いについては、関税法基本通達12の2-2《修 があるべきことを予知してされたもの」の取扱いについては、関税法基本通 正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認められ 達12の2-2《修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたも る場合の取扱い》を準用する。 のと認められる場合の取扱い》を準用する。 (新 設) (「調査通知」に関する留意事項) 3 通則法第65条第5項に規定する調査通知の取扱いについては、関税法 基本通達12の2-3《調査通知の相手方》、12の2-5《修正申告書の 提出が調査通知後に行われた場合の取扱い》及び12の2-6《修正申告 書の提出が調査の終了の際の手続後に行われた場合の取扱い》を準用す る。 (「累積増差税額」に含まれない税額) (新 設) 4 通則法第65条第3項第1号に規定する累積増差税額には、同条第5項

の規定の適用がある修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれな

改 正 後 改 正 前

いものとする。

第2 無申告加算税の取扱い

(「正当な理由」の取扱い)

1 通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由」の取扱いについては、関税法基本通達12の3-1《無申告加算税に係る「正当な理由」の取扱い》を準用する。

(期限後申告書等の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされた ものと認められる場合)

2 通則法第66条<u>第1項、第6項又は第7項</u>に規定する「更正又は決定があるべきことを予知してされたもの」の取扱いについては、関税法基本通達12の3-2 《期限後特例申告書等の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い》を準用する。

(「調査通知」に関する留意事項)

3 通則法第66条第6項に規定する調査通知の取扱いについては、関税法 基本通達12の2-3《調査通知の相手方》、12の2-5《修正申告書の 提出が調査通知後に行われた場合の取扱い》及び12の2-6《修正申告 書の提出が調査の終了の際の手続後に行われた場合の取扱い》を準用す る。

(「累積納付税額」の取扱い)

4 通則法第66条第3項に規定する累積納付税額には、同条第6項の規定 の適用がある期限後申告書又は修正申告書の提出により納付すべき税額 は含まれないものとする。

第2 無申告加算税の取扱い

(「正当な理由」の取扱い)

1 通則法第66条第1項ただし書<u>《無申告加算税を課さない場合》</u>に規定する「正当な理由」の取扱いについては、関税法基本通達12の3-1《無申告加算税に係る「正当な理由」の取扱い》を準用する。

(期限後申告書等の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものと認められる場合)

2 通則法第66条<u>第3項《無申告加算税を軽減する場合》</u>に規定する「更正又は決定があるべきことを予知してされたもの」の取扱いについては、関税法基本通達12の3-2《期限後特例申告書等の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い》を準用する。

(新 設)

(新 設)

改 正 後

女 正 前

(通則法第66条第4項の規定の適用に当たっての留意事項)

5 通則法第66条第4項に規定する「無申告加算税 (……) 又は重加算税 (……) を課されたことがあるとき」の取扱いについては、関税法基本 通達12の3-5 《「無申告加算税又は重加算税を課されたことがあると き」の取扱い》を準用する。

第3 重加算税の取扱い

(隠蔽又は仮装に該当する場合)

1 通則法第68条第1項又は第2項に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を<u>隠蔽</u>し、又は仮装していたことの取扱いについては、関税法基本通達12の4-1《<u>隠蔽</u>又は仮装に該当する場合》を準用する。

(重加算税対象税額の計算)

2 通則法第 68 条第 1 項又は第 2 項及び国税通則法施行令第 28 条第 1 項 又は第 2 項の規定により、消費税に係る重加算税の計算の基礎となる税 額(以下「重加算税対象税額」という。)を計算するに当たっては、関 税法基本通達 12 の 4 — 2 《重加算税対象税額の計算》を準用する。

なお、関税の額は消費税の課税標準額の一部を構成するものであることから、関税法第12条の4第1項又は第2項に規定する関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を<u>隠蔽</u>し、又は仮装していたことに基づき関税の過少申告があったことに伴い増加する消費税額は、重加算税対象税額に含まれるのであるから留意する。

(通則法第68条第4項の規定の適用に当たっての留意事項)

3 通則法第68条第4項に規定する「無申告加算税等を課され、又は徴収

第3 重加算税の取扱い

(新 設)

(隠ぺい又は仮装に該当する場合)

1 通則法第68条第1項又は第2項<u>《重加算税》</u>に規定する国税の課税標準等 又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を<u>隠ぺい</u>し、又は仮 装していたことの取扱いについては、関税法基本通達12の4-1《<u>隠ぺい</u>又 は仮装に該当する場合》を準用する。

(重加算税対象税額の計算)

2 通則法第 68 条第 1 項又は第 2 項<u>《重加算税》</u>及び国税通則法施行令第 28 条第 1 項又は第 2 項<u>《重加算税を課さない部分の税額の計算》</u>の規定により、消費税に係る重加算税の計算の基礎となる税額(以下「重加算税対象税額」という。)を計算するに当たっては、関税法基本通達 12 の 4 — 2 《重加算税対象税額の計算》を準用する。

なお、関税の額は消費税の課税標準額の一部を構成するものであることから、関税法第12条の4第1項又は第2項<u>《重加算税》</u>に規定する関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を<u>隠</u>ペいし、又は仮装していたことに基づき関税の過少申告があったことに伴い増加する消費税額は、重加算税対象税額に含まれるのであるから留意する。

(新 設)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---------------------------------------|-------|
| されたことがあるとき」の取扱いについては、関税法基本通達 12 の 3 - | |
| 5《「無申告加算税又は重加算税を課されたことがあるとき」の取扱い》 | |
| <u>を準用する。</u> | |